

消費生活 サポーター 通信

平成29年度
第1号

今号のテーマ

こんな相談がありました
～無料で水を送ります?～



事例

「水を無料で送る」という電話があった。名前、住所等を教えて了解してしまったが、後になって信用できるか不安になった。無料でなかった場合はどう対処したら良いか? (70代 男性)

アドバイス

- 県内で同様の相談が複数寄せられています。もしも今後
- ・無料のはずが有料（代引き配達等）で商品が送られてきた
 - ・断ったのに一方的に商品が送られてきた
 - ・見知らぬ業者から注文していない商品が送られてきた

といった場合には、ひとまず下記のように対処した上で、消費生活センターに相談しましょう。

- ①商品の受け取りを拒否。
- ②受け取りを拒否したうえで、送り付けてきた業者名、住所、電話番号、商品名および配送業者名を控える。
- ③代引き配達でなかった場合に受け取ってしまったときは、請求書が入っていないか、定期購入になっていないか、など同封の書類を確認。

どう対処すればいいかわからない、困ったなと思ったら、そのまま放置せず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中!)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
☎(Tel. Me)